



## 謹賀新年

小笠原諸島行き船から日の出を望む／Photo by T.Moriya

### 「攻め」の1年に——市橋 耕太

昨年は、総選挙で自公政権が過半数を割り、アメリカではトランプ氏が大統領に返り咲くなど、国内外の政治状況が大きく変動しました。

国内では、政権交代には至らずとも、与党が数で押し切れる情勢ではなくなりました。これまでは法案提出の時点でほとんど結果が決まってしまうため、国会審議も軽視されがちでしたが、今後は審議を通じて各政党がどのように動くのかが注目されます。

自公政権下での12年間は、常に悪法との闘いで「守り」

が中心でしたが、ここからは「攻め」に転じる必要があります。

すでに選択的夫婦別姓の法制化について具体的な動きが出ており、例えば労働法制においても労働者保護の方向で国会の多数派を形成できる可能性があります。

そのためには政党任せではなく、私たち市民の声が政策に反映されるよう、積極的に働きかける必要があります。この好機を逃さぬよう、皆さんもぜひ「攻め」の1年にしていただけたらと思います。

- |            |            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|------------|
| ●弁護士 清水 洋二 | ●弁護士 徳住 堅治 | ●弁護士 島田 修一 | ●弁護士 大熊 政一 | ●弁護士 鴨田 哲郎 |
| ●弁護士 野澤 裕昭 | ●弁護士 宮坂 浩  | ●弁護士 山内 一浩 | ●弁護士 栗 一郎  | ●弁護士 今村幸次郎 |
| ●弁護士 雪竹 奈緒 | ●弁護士 佐々木 亮 | ●弁護士 梅田 和尊 | ●弁護士 新村 響子 | ●弁護士 並木 陽介 |
| ●弁護士 蟹江鬼太郎 | ●弁護士 早田由布子 | ●弁護士 深井 剛志 | ●弁護士 小野山 静 | ●弁護士 大久保修一 |
| ●弁護士 市橋 耕太 | ●弁護士 伊藤 安奈 | ●弁護士 鈴木 悠太 | ●弁護士 高橋 寛  | ●弁護士 中西翔太郎 |
| ●弁護士 鈴木 創大 | ●弁護士 沼田 英久 | ●弁護士 金 東煥  | ●弁護士 杉尾 綾  | ●弁護士 守屋 智大 |
|            |            |            |            | ●事務局 一同    |

# UP TO NOW

## 共同親権制度の創設

金 東煥

父母が共に親権を持ち、子どもの監護や教育・財産管理などに関する権利・責任を双方が負うことになる「共同親権」を創設する民法などの改正案が昨年5月17日に与野党の賛成多数で可決・成立し、2026年5月までに施行されます。共同親権制度においては、原則、親権の内容・効力がすべて共同行使と

なり、婚姻中と同じになります。また、別居していても親権に関しては婚姻中と同じことになります。

その結果、子どもに関する重要事項（進学先、働く先、転校、受験の願書、医療上の同意、子どもと住む場所（居所指定））などの決定が共同行使（共同で決める）を求められることになります（但し、例外あり）。共同親権の創設の背景には、共同親権の導入により離婚時の親権争いを回避できる、面会交流の実施や養育費の支払いが促進されるなどが挙げられる一方、真摯な合意がないのに親権の共同行使を強ければ、別居親による干渉、支配の復活により、子の権利や福祉が損なわれる危険が懸念されます。

親権や監護、面会交流などあらゆる場面で「子どもの意思・心情が尊重されること」が必要であることは言うまでもありません。



## COLAP 2024年大会

大熊 政一

COLAP（アジア太平洋法律家連盟）の大会が昨年8月29日～31日、東京で開かれた。COLAPは従来アジア太平洋法律家会議を定期的に行っていた諸国の法律家団体が2016年に恒常的な組織として設立したもので、初めての大会の開催がコロナ禍で遅れていたが、COLAPの活動を支える主要メンバーの日本国際法律家協会が、国内の他の法律家団体やNGOと協力して東京開催に漕ぎつけた。アジア太平洋の8カ国・地域のほか、IADL関係の2～3名を含めて海外から約100名、国内の法律家・市民約50名が参加した。

大会のメインテーマは「アジア太平洋における平和・人権・



閉会式 新執行部 2024.8.31 INTERJURIST No.214,215 Nov.1,2024

法の役割」であり、全体会と7つの分科会のほか、3つの特別企画が開かれ、活発な議論となった。最終日の閉会式で、大会での討議を反映して、平和・人権・環境や移民・難民の問題について、今日のアジアにおける厳しい現状をふまえた方策を提言する「東京宣言」が採択された。新しい執行部が選出され、会長には、これまでCOLAP事務局長であった日本の笹本潤弁護士が就任した。

# 育児介護休業法等の改正

小野山 静

2024年5月31日、育児介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の改正が公布されました（以下「2024年改正」といいます。）。

2024年改正の主なポイントですが、まず、2024年改正によって、3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握したうえで、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ、労働者が選択して利用できるようにすることが事業主に義務づけられました。また、2024年改正によって、それまでは3歳に満たない子を養育する労働者は請求すれば所定外労働の制限（残業免除）を受けることが可能でしたが、その対象が小学校就学前の子を養育する労働者に拡大されました。さらに、2024年改正によって、「子の看護休暇」から「子の看護等休暇」に名称が変更されたうえで、対象となる

子の範囲は、小学校就学の始期に達するまでの子から小学校3年生修了までの子に延長されました。取得事由についても、病気やけが、予防接種、健康診断に、感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式が追加されました。

育児や介護に限らず、全ての労働者が負担の軽減や、周囲との負担の分担をしなければ乗り越えられないような人生のステージがあります。2021年に続き2024年にも法改正が行われ、育児介護休業法は、そうした人生のステージにある労働者も働き続けられる社会に向けて大きな歩みを進めてきたといえます。



## 内閣による衆議院の解散権

深井 剛志

昨年9月27日に自民党の総裁となった石破茂氏は、10月1日の首相指名選挙で、第102代内閣総理大臣に就任しました。その8日後の10月9日、衆議院は解散し、同月27日、解散総選挙が実施されました。

日本国憲法上、衆議院の解散については、7条と69条に規定されています。69条では、内閣不信任案が可決されたとき、首相は衆議院を解散することができるものとされています。7条は、衆議院の解散が天皇の国事行為であると定められているだけで、どのような場合に解散ができるのかについては、明記されていません。ですので、内閣不信任案が可決されたとき以外に、何を根拠に衆議院を解散できるのかが問題となります。憲法学上の通説は、内閣が天皇の国事行為に助言と承認を与える立場であることから、内閣が、憲法7条の規定に基づいて解散権を行使する、という構成です。しかし、このような根拠で内閣が解散権を行使できるとしても、解散権を濫用することは許されず、7条による解散ができるのは、国会が政府提出法案や予算案を否決した時や、重要政策を変更する場合など、国民に重要な政策への意見を問う必要がある場合に限られる、とするのが学説です。

今回の解散は、もちろん69条の内閣不信任案が可決した場合ではありませんし、単に首相が変わっただけで、国会において、重要な政策上の論点が浮上していたわけでもありません。石破首相も従来は、衆議院の解散は69条による場合に限られる、との持論を展開していたこともあって、今回の解散は、内閣による恣意的な解散権の行使としてとらえられてもやむを得ないと思います。

## 袴田巖さんの無罪確定！ 今こそ再審法の改正を！

高橋 寛

2024年9月26日、「袴田事件」の再審について、袴田巖さんの無罪判決が静岡地裁で言い渡され、10月9日、無罪判決が確定しました。袴田さんの逮捕・勾留からは58年もの歳月が経過していました。

袴田さんの無罪確定までここまでの歳月がかかってしまった大きな理由として、再審開始決定に対して検察官が不服申立て（再審開始決定の取消しを求めること）をできることと再審における証拠開示制度の不備があります。

袴田事件では、静岡地裁が2014年3月に再審開始決定を言い渡していましたが、検察官の不服申立てにより、静岡地裁の再審開始決定が確定するまでに9年7か月かかりました。

また、再審請求では、弁護側から検察側に対して証拠の開示を請求する法的制度がありません。袴田事件で、検察側証拠が捏造であったことを裏付ける別の証拠が開示されたのは、事件から40年以上が経過した第2次再審請求中のことでした。再審請求での証拠開示制度が整備されていれば、もっと早くに無罪の根拠となる証拠が開示されていたでしょう。

現在、再審法改正を求める国会議員連盟が発足しているだけでなく、400を超える地方議会で、国会に対して再審法改正を求める意見書が採択されています。皆さんのお住まいの地域からも、ぜひ再審法改正を求める意見を国会に届けましょう。



## 新しい政治を期待する

清水 洋二

昨年10月に実施された衆議院議員総選挙で与党である自民・公明両党は、議員数215名という過半数割れ(総定数465名)の大敗を喫した。「しんぶん赤旗」が火をつけて、上脇教授が東京地検に告発した自民党議員の「裏金問題」等に対して国民の怒りが爆発した結果といえよう。これからの国会審議では野党の意見を無視できなくなる。国民の多数意見を尊重した新しい政治(立法・行政)が行われることを切に期待する。



## 日残りて昏るるに未だ遠し

徳住 堅治

昨秋喜寿を迎えました。書斎の書庫の整理を始めました。再度読むことはないと思える本は廃棄しています。他方、貯め込んだ本を読み返しています。藤沢周平の『三屋清左衛門残日録』の清左衛門の生き様が、現在の私の心境にピッタリです。前藩主の用人を終えた清左衛門には、隠居の身とはいえ相談事や紛争が持ち込まれます。いぶし銀のような処し方が見事です。「日は残りて昏るるに未だ遠し」の心情で、これからも弁護士道を歩むつもりです。



## 「戦争国家」を忌避

島田 修一

日本国憲法が施行されて77年。この間、戦争しないで来た日本だが、それを投げ捨てて軍事大国に作り変え、憲法9条を改悪する策動が安倍・菅・岸田内閣で進められ、石破首相も「首相在任中に憲法改正の発議を実現する」と所信表明。日米軍事同盟体制の下で平和憲法を破棄し、日本を「戦争国家」にしようとしている今、私たちは「戦争する国」づくりと、そのための改憲は絶対に許してはならない、の声を大きく広げていきましょう。



## 古稀になりました

野澤 裕昭

還暦が過ぎたと思ったらもう古稀。時のたつのは早い。自分は特に変わっていないのに世間は超高齢者扱いである。高齢者と呼ばれると次第に自分も高齢者かと思わせられるようになる。もうあれはやめよう、控えようかなどと人生を縮小しようとする。いやちょっと待て。世間が年寄り扱いしすぎだ。どうも社会が高齢者扱いし行動範囲を狭めようとする傾向がある。そんな時50年前の学生時代の自分の姿に出会う機会があった。学生サークルで青春を謳歌しているときの自分や仲間の大量の写真。DVD 数百枚。学生街の喫茶店で物思いにふける頬のこけた自分。懐かしい。まるで昨日のこのようだ。年寄りじみた自分が青春時代に強引に引きもどされ、まだ老け込むなと叱咤された気がした。

## 日本の放浪芸

嶋田 哲郎

「拗まれる声、語られる芸・小沢昭一と『ドキュメント日本の放浪芸』なる本がある(鈴木聖子著)。前号で触れたアノ、小沢昭一である。古い人は「スズヤん、を思い浮かべるかも知れない。

『日本の放浪芸』を学術的に論じた初めての論稿らしい。



小沢の「私は河原乞食・考」等に流れる、芸とは反権力・反体制を本質とするとの主張に同感する人はどの位いるだろうか。

## 心に平和のとりでを

宮坂 浩

世界遺産登録で知られるユネスコの憲章の冒頭には「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」との一節があります。さらに憲章では、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理の否定、異なる人種や国の人々の生活や風習を知らないことによる不信任、無知と偏見等が戦争の原因となったことも指摘しています。

しかし、世界では、ウクライナやパレスチナのガザ地区で戦闘が続き、欧米をはじめ各国で社会の分断が深まっており、米国大統領選挙でもそれが顕著に現れています。

異なる意見に耳を傾け、心に平和のとりでを築くことは、今を生きる私たちに問われていることだと思えます。

## 私たちこそ主権者として

山内 一浩



昨年、日本では総選挙の結果自公過半数割れの少数与党政権が誕生し、アメリカ大統領選では共和党トランプ氏が再選を果たすなど、大きな政治状況の変化があった。トランプ氏の政策やその実現を担う政権幹部人事を見ると、今後世界の平和や人類の生存にどのような影響が生じるか、そしてそれが日本にどう波及するか、心配してしまう。今年は、政治指導者がどうあろうと、私たち主権者国民一人ひとりがしっかりと考えて行動し声を上げることがますます重要になったと、決意を新たにしている。

## 労働組合のイメージ向上を!

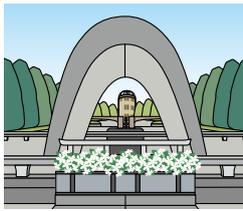
棗 一郎

東京大学ロースクールで労働法や民事模擬裁判の授業を担当して3年が経つ。毎年学生たち(約50~60人)に、「君たちの労働組合に対するイメージを一言で言うとかか?」と質問している。共通するところをまとめると、「暗い。怖い。激しい。」である。あと、「何をしているところなのかよく分からない。」「存在自体を見たことがない。」「政治的なイメージ。」となる。これでは、労働組合の組織率は低下する一方である。労働組合に対する社会のイメージを好意的なものに変えないと!



## 終戦80年の年に 今村 幸次郎

1945年8月15日の終戦から80年。平和で戦争のない世界に向けて、改めて草の根からの運動を強めていかねばなりません。戦争体験者が少なくなる中、私たちが二度と戦争の過ちを繰り返さないために、80余年前に日本が引き起こしたアジア・太平洋戦争がどういうものだったかを今一度学ぶことが有用です。その意味で、歴史学者・吉田裕氏（一橋大学名誉教授）の「アジア・太平洋戦争」（岩波新書）、「日本軍兵士」（中公新書）は必読の書といえるでしょう。



## 朝ドラと大河ドラマ、ダブルで満喫 雪竹 奈緒

昨年の話題ドラマといえば、法曹界隈では何といってもNHK朝ドラ「虎に翼」だが、私が同じくらいハマったのが大河ドラマ「光る君へ」だ。1000年前、男性中心の身分社会で、自らの才能を頼りに筆一本で政治を動かした女性がいた……もちろんドラマの創作も入ってはいるが、紫式部も見聞した男性貴族の言動に「はて？」と思いながら源氏物語を執筆したのであろうかと想像すると興味深い。

なお私は元々は清少納言派で、かの「香炉峰の雪」のエピソードを大河で見ることができただけで感無量であった。

## 日本アニメ隆盛の裏で 梅田 和尊



最近、娘とよくアニメを見る（昨期は「株式会社マジルミエ」、今期は「薬屋のひとりごと」が推し）。日本のアニメ産業の市場

規模はここ10年で約2倍となり海外でも大人気ようだ。その裏では、国連の調査報告書でも昨年指摘されたように、アニメーターの低賃金や長時間労働など労働環境が課題の一つである。アニメの現場で働く人を守る労働法やフリーランス保護法の普及・遵守・改善、労働組合の設立などを通じて、「やりがい搾取」の環境を改めていくことが必要だ。

## 青法協も70歳 並木 陽介

2023年6月から、青年法律家協会（青法協）の弁護士学者合同部会の事務局



長を務めています。青法協は、1954年に、憲法を擁護し平和と民主主義および基本的人権を守ることを目的に設立された法律家団体です。昨年は、70周年を迎えたため4月に記念集会「平和と人権のために」を開催して青法協創立の原点を振り返り、また11月には人権研究交流集會を開催して人権活動について交流するなど、多彩な活動を展開しています。

あと半年の任期ですが、少しでも平和や民主主義が発展し、基本的人権が守られる世の中となるよう、頑張りたいと思います。

## 一生に一度の景色 新村 響子

北アルプス・槍ヶ岳（標高3,180m）に登りました。夕方、山々を覆っていたガスが少しずつ晴れていき、雲海の上に夜の蒼い空が広がると、美しく輝く彗星を見ることができました。

紫金山・アトラス彗星。2023年に発見されたばかりの彗星で、二度と太陽系には

戻らないそうです。

彗星が雲海に向かって流れていく様子は、まるで映画「君の名は」のワンシーンのようでした。まさに一生に一度の景色を見ることができて感動しました。



## You Tubeの行方 蟹江 鬼太郎



You Tubeはすごい。けん玉のコツ、膝に優しい走り方、1964年のゴジラ、ルービックキューブの完成の仕方など、地上波では規模が小さ過ぎて流せないようなコンテンツで溢れている。

ただ、ファクトチェックもプライバシーへの配慮も甘く、デマの温床にもなっているという。

技術を手にした我々がこれにどう立ち向かっていくべきなのか……You Tubeにはまだ答えはなさそうである。

## 女性差別撤廃条約批准40年に 真のジェンダー平等を

中西 翔太郎

2025年は、日本が女性差別撤廃条約を批准して40年の節目です。

昨秋、国連の女性差別撤廃条約委員会による8年ぶりの日本の審査がありました。選択的夫婦別姓の導入は、実現可能な最優先課題とされ、4度目の勧告を受けました。

写真は、旅先で偶然見つけた判子屋の広告です。結婚した女性が姓を変えることを前提にしているとなれば、女性差別といえます。



国が度重なる勧告に向き合い民法を改正すること、そのイニシアチブによって社会の意識変化を促し、ジェンダー平等を実現することを切に願います。

## フリーランスも労働者 沼田 英久

2024年11月より「フリーランス新法」が施行されました。これは近年急速に拡大しているフリーランスの保護を目的とした法律です。フリーランスをはじめ、働き方の多様化は世間では肯定的に捉えられているようですが、他方で、これまで発展して

きた「労働者」を保護する法律が適用されずに苦しむ方もいます。

働き方は変わっても、その意義や価値の根幹は同じはずで、それをいつまでも守る社会を選択してほしいと強く思います。



# 大学教員の雇用の安定を

早田 由布子

労働契約法18条は、5年を超えて有期労働契約を更新した労働者に無期転換権を認めています。大学教員任期法（任期法）7条1項はこれの特例として、「多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職」（同法4条1項1号）等については10年で無期転換権が発生するものとしています。

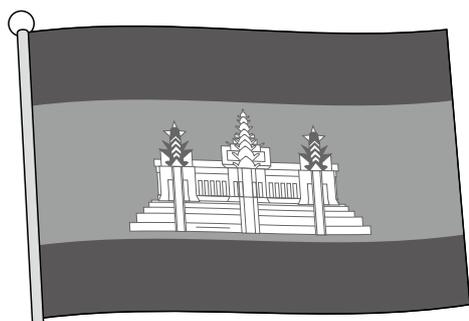
昨年10月31日には最高裁が、任期法の適用範囲を広く認める判決を出して話題となりました（羽衣学園大学事件）。同判決では、実務経験を有することを条件として募集され、実習授業等を担当し

ていた教員につき、教員の流動性を高めて最新の実務経験や知見を採り入れることが望ましいとして任期法の適用があるとされました。同判決は、大学教員の身分を不安定にするものであって不当です。この種のたたかいは全国の大学で行われており、私も信州大学の裁判を担当しています。

多くの大学において、有期雇用の教職員について更新上限を設けるなど、無期労働契約にならない「工夫」がなされて



います。しかし、身分が不安定であることは大学教員に大きな負担を負わせています。労働者としての地位や待遇を安定させてこそ、教育研究の充実にもつながるのではないのでしょうか。



## カンボジア人女性 売春強要事件

伊藤 安奈

2016年、カンボジア人女性7名が、日本人男性からレストランで働かないかと誘われ来日したところ、伊香保の温泉街の Snackbar で無給で働かされ、売春を強要されるという人身取引事件が発生した。

弁護士7名で弁護団を組み、損害賠償等を求めて前橋地裁に提訴した。

しかし、前橋地裁は、売春強要の事実を否定し損害賠償を棄却した。性的被害

者や外国人女性に対する偏見や先入観がにじみ出た判決であったため控訴し、性的同意や性的人格権の観点から強く原判決を批判した。2024年4月、東京高裁は、ほぼ満額の慰謝料請求を認めた。提訴から7年、歓喜の判決であった。

提訴時、既に母国に帰国していた原告たちとのやり取りは、すべて通訳を通じたビデオ通話。弁護団でカンボジアに赴

いて陳述書を作ったり、コロナ禍での尋問は、原告を来日させるために苦労した。最後に、原告たちにいい報告ができてよかった。

「人身取引」と聞くと遠い国の話のように感じられる。しかし、実は、毎年国内で相当数の被害が発生している。まずは、この問題の認知度を上げ、問題解決の一歩としていきたい。

### 法律相談

#### カスタマー・ハラスメント

杉尾 綾

Q 会社で業務中に顧客からカスタマー・ハラスメントを受けてしまいました。どう対応すべきでしょうか？



# 「結婚の自由を すべての人に」訴訟 東京高裁でも違憲判決！

鈴木 創大



私が弁護団に参加している「結婚の自由をすべての人に」訴訟（いわゆる同性婚訴訟）について、2024年10月30日、東京高等裁判所で、法律上同性同士のカップル（以下「同性カップル」）に婚姻を認めていない現行法令が、憲法14条1項及び24条2項に違反するとの判決が出されました。同年3月14日の札幌高裁判決に続く、2件目の高裁での違憲判決となります。

本判決は、同性カップルが婚姻できないという区別を解消するための具体的な制度の在り方について、国会に立法裁量があるとしても、そのことは国会が区別を解消するための立法措置をとらないことにはならないということを指摘しました。これは同性カップルが、結婚できないことにより重大な不利益を受けているにも関わらず、それを是正するための措置を取ろうとしない国会への強いメッセージといえます。

国会には、直ちに婚姻の自由と平等を実現する立法を行うことを強く期待します。またその実現のために、今後予定されている残り的高裁判決、そして最高裁判決で違憲判断を得られるよう、今後も尽力していきます。

## 医師 労災事件

守屋  
智大

# 労働実態と著しく 乖離した処分に対し提訴

大学病院の緩和医療科で勤務していた医師が、診療業務・研究業務を両立させながら、長時間にわたる宿直勤務や時間外労働に従事した末に、くも膜下出血で倒れ、現在も入院中です。

ところが、労災支給を申請したところ、労基署やその後の国の審査では、宿直勤務を労働時間と認めない、外勤クリニックにおける勤務を労働時間と認めない、診療業務の負荷を認めないなどの判断によって、労災と認めない処分が下されました。

この判断は、当該医師が宿直時にも重篤患者の対応に追われたこと、研究業務を遂行するために外勤をしていたこと、緩和医療科における診療業務の負担の大きいこと等といった本件の実態と著しく乖離するものであり、是正されなければなりません。

弁護団は、昨年7月10日、本件における労災認定を目指し、労災不支給処分の取消訴訟の提訴に踏み切り、現在も東京地裁で事件係属中です（弁護団は、川人博弁護士、梶山孝史弁護士と、当事務所の蟹江弁護士と私です）。



**A** 「カスタマー・ハラスメント」とは、顧客等から就業者に対して、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、就業環境を害するものとされています。令和6年10月4日、全国で初めて「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」が成立しました（本年4月1日から施行）。

本条例は、カスタマー・ハラスメントの禁止（4条）、事業主のカスタマー・

ハラスメントに適切な対応をする義務（9条）を規定しています。

顧客等からカスタマー・ハラスメントを受けた際には、行為の態様によっては、脅迫罪、強要罪等の犯罪に該当する可能性があるほか、不法行為に基づいて民事で損害賠償を求めることができる場合があります。

また、雇用主には、労働者が安心して働ける職場環境を整える義務がある

ので、カスタマー・ハラスメントの防止策が不十分であったり、カスタマー・ハラスメントを受けた従業員に対して適切な事後対応がなされていない場合には、雇用主に対しても、損害賠償を請求できる可能性があります。

カスタマー・ハラスメントを受けた際、一人で対応することは困難ですので、すぐに弁護士に相談することが大切です。



# 「銀座 福和」

大久保 修一



コリドー街の裏通り。平日のランチタイムは人も疎らである。立ち並ぶビルの中、歩を進めると、とあるビルの入り口にお品書きが出ている。45年ほど続く老舗の「銀座 福和」、ランチタイムにおける私の隠れ家である。定番メニューは、鰯と野菜の天井。どんぶりからはみ出るように載せられた天ぷらをサラッとした薄味のタレで楽しめる。私のお勧めは豚角煮定食。注文すると春雨ス

ープの定食が出てくる。角煮は見当たらない。おやっと思って食べてみると、なんと春雨スープの中に揚げられた角煮が隠れている。角煮は甘めの味付け。角煮をスープの中で崩して食べていけば、旨味が溶け込んでいく。何とも不思議な食べ方だが、一度食べるとやみつきになる美味さである。ランチは水～金のみ営業。少人数、もしくは一人でどうぞ。

## 70周年記念事務所旅行

鈴木 悠太

2024年10月、事務所創立70周年を記念して黒部・宇奈月温泉に1泊2日の事務所旅行に行ってきました。コロナ禍もあり、2018年以来6年ぶりの事務所旅行となりました。1日目は松本駅で信州そばを食べて立山黒部へ。扇沢から電気バス、ケーブルカー、ロープウェイ、トロリーバス（11月で引退）、高原バスを次々と乗り継ぐアルペンルートで、黒部ダムや室堂を観光し、立山でゴール。宇奈月温泉に宿泊して日頃の疲れを癒しました。2日目は白川郷をゆっくり散策し、



飛騨牛に舌鼓を打ち、富山駅から帰路につきました。私を含め子連れで参加する所員も複数いて、賑やかな旅になりました。また楽しい旅行ができるよう日々の業務を頑張りたいと思います。

編集

後記

私が入所した年に70周年を迎えた旬報法律事務所。企業の平均寿命30年というが、なぜ旬報は永続するのか？ 共に働く中でわかったことは、先代～現在までの弁護士達が誠実に活動し依頼者様の信頼を積み重ねてきた結果であるということ。この旬報イズムというべき流れを受け継いでいくことは働く者にとって希望である。（加藤）



最新テーマ別労働法実務シリーズのお知らせ  
佐々木 亮

この度、旬報社から労働法実務シリーズが刊行されることとなりました。2024年7月からスタートし、全13巻の予定です。私はシリーズの編集委員のメンバーとなっております。また、著者としても第2巻である「雇止め・無期転換の法律実務」を2024年8月に上梓いたしました。

当事務所からは、梅田和尊弁護士が第6巻にあたる「パワハラ」の法律実務を、新村響子弁護士が第7巻にあたる「セクハラ」の法律実務を、小野山静弁護士が第12巻にあたる「育児介護休業」の法律実務を出版する予定です。

昨今の労働事件における最新の情報をテーマごとに取り上げる書籍となりますので、ご興味のある方は、是非お買い求め下さい。

### 業務告知板

- 受付時間 / 午前9時～午後7時、第3火曜日午後3～5時は事務所会議のため受付を一時休止しております。（土・日・祝日休み）
- 取扱業務 / 不動産・借地・借家・金銭貸借・交通事故・医療過誤・破産・公害・離婚・相続・行政・労働・労災・少年・刑事等
- 法律相談料 / 30分5,500円（税込）、以降30分毎に同額加算。法律相談については、予約制になっております。電話またはホームページでお申込みください。https://junpo.org/